

資料編

- 資料 1 薩摩川内市の附属機関に関する条例（1頁～）
- 資料 2 薩摩川内市自治総合審議会規則（4頁～）
- 資料 3 薩摩川内市自治基本条例（6頁～）
- 資料 4 薩摩川内市情報公開条例（14頁～）
- 資料 5 薩摩川内市会議の公開に関する要綱（25頁～）
- 資料 6 第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画の策定方針
について（28頁～）
- 資料 7 薩摩川内まちづくりワークショップの結果について（30頁～）

平成31年4月19日

第1回薩摩川内市自治総合審議会

○薩摩川内市の附属機関に関する条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、本市の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に執行機関の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、その属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(・・・以下の附則については略。)

別表（第 2 条関係）

附属機関の 属する執行 機関	名称	担任する事務
市長	薩摩川内市自治 総合審議会	市長の諮問に応じて、薩摩川内市自治基本条例（平成 20 年薩摩川内市条例第 41 号）に関する事項並びに 薩摩川内市総合計画の策定及び改定について調査・審 議する事務
	薩摩川内市特別 職報酬等審議会	市長の諮問に応じて、議員報酬の額並びに市長及び副 市長の給料の額について調査・審議する事務
	薩摩川内市入札 等監視委員会	市長の諮問に応じて、入札及び契約の適正化等に關す る事項を調査・審議する事務
	薩摩川内市天辰 地区スマートモ デル街区整備計 画審査委員会	天辰地区スマートモデル街区整備のための計画の策 定と実施を行う民間事業者の選定その他必要な事項 を審査する事務
	薩摩川内市行政	市長の諮問に応じて、本市が行う行政改革の推進及び

	改革推進委員会	これに関連する事項を調査・審議する事務
	薩摩川内市予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害の発生に際し、当該事例について医学的な見地から調査、助言等を行う事務
	薩摩川内市人権対策事業審議会	人権問題に関する事項を調査・審議する事務
	薩摩川内市子ども・子育て支援会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号の事務
	薩摩川内市農林水産政策審議会	市長の諮問に応じて、農林水産業の振興及び農林水産業経営の改善に関する総合的施策について調査・審議する事務
	薩摩川内市住居表示等審議会	市長の諮問に応じて、住居表示の施行及びこれに関連する事項を調査・審議する事務
	薩摩川内市消防賞じゅつ金等審査会	消防賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給に関する事項を審査する事務
	薩摩川内市青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及びきょう正に関する総合的施策の調査審議並びに実施に必要な相互の連絡調整に関する事務
	薩摩川内市上下水道事業運営審議会	市長の諮問に応じて、本市が行う上水道事業及び下水道事業に関する総合的施策について調査・審議する事務
	薩摩川内市温泉事業運営審議会	市長の諮問に応じて、本市が行う温泉事業に関する総合的施策について調査・審議する事務
教育委員会	薩摩川内市立学校通学区域・適正規模等審議会	市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定又は改廃並びに適正規模及び適正配置について調査・審議する事務
	薩摩川内市障害児就学審議会	市立小学校、中学校及び義務教育学校に就学しようとする障害児又は現に就学している障害児の就学に関し、必要な調査・審議に関する事務
	薩摩川内市いじめ問題対策審議会	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要な事項を

会	調査・審議する事務
薩摩川内市文化財保護審議会	市内の重要な文化財の指定及び解除又は保存に関する必要な事項を調査・審議する事務
薩摩川内市学校給食運営審議会	市立学校給食センターの管理運営について必要な調査・審議に関する事務

○薩摩川内市自治総合審議会規則

平成 16 年 10 月 12 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 38 号）第 3 条の規定に基づき、薩摩川内市自治総合審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体の役員及び職員

(2) 学識経験者その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、必要と認める場合に会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会の審議事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、必要と認める場合に部会長が招集する。

(顧問)

第 7 条 必要がある場合には、審議会に顧問若干人を置くことができる。

(意見陳述)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(・・・以下の附則については略。)

○薩摩川内市自治基本条例

平成 20 年 9 月 26 日

条例第 41 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 まちづくりの主体（第 5 条—第 10 条）
- 第 3 章 市民と市議会と市の情報共有（第 11 条—第 13 条）
- 第 4 章 協働と参画（第 14 条—第 16 条）
- 第 5 章 公正と信頼の確保（第 17 条—第 20 条）
- 第 6 章 コミュニティ（第 21 条—第 26 条）
- 第 7 章 市政経営（第 27 条—第 35 条）
- 第 8 章 審議会の設置（第 36 条）
- 第 9 章 条例の見直し（第 37 条）

附則

私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた 1 市 4 町 4 村が合併し、平成 16 年 10 月に誕生したまちです。

合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。

これから私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民自らが主体となってまちづくりに参画し、市民、市議会及び市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進め、住民自治を実現していくことが必要です。

このような考え方のもとに、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨を踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、薩摩川内市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市議会の役割と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報の共有、協働

と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利、非営利等の別にかかわらず事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (3) 市 市長（地方公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が、共通の目標に向かってそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、互いの自主性を尊重しながら、協力し合うことをいう。
- (6) 参画 自らの意思と責任を持って、市が実施する施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程について市民が関与することをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは、自らの積極的な意思で市民、市議会及び市が一体となって取り組むものとし、それぞれが互いの意見及び立場を尊重し、常に對等な關係を保ち、補完し合い協力して進めていかなければならない。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、薩摩川内市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりを進めていかなければならない。

2 薩摩川内市は、他の条例、規則その他規程の制定改廃又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならぬ。

第2章 まちづくりの主体

(市民の権利と義務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有するものとし、参画に当たっては、まちづくりの主体であることを自覚して行動しなければならない。

2 市民は、市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するものと

する。

3 前2項に規定する権利は、公共の福祉に反しない範囲において、行使できるものとする。

4 市民は、市民相互間の理解を深め、交流及び連携をし、より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を開拓するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、公益的な活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市議会の役割と責務)

第7条 市議会は、議事機関として薩摩川内市の重要事項について意思決定する権能を発揮するとともに、市を監視する役割を果たさなければならない。

2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関する必要な事項は、薩摩川内市議会基本条例（平成20年薩摩川内市条例第51号）で定める。

(市長の責務)

第8条 市長は、市政の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し、誠実かつ公正に市政の経営に取り組むとともに、職員の育成に努めなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、執行機関として、薩摩川内市の事務をその権限と責任において執行する権能を発揮するとともに、誠実かつ公正に職務に取り組まなければならない。

2 市は、執行機関相互に協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めなければならない。

3 職員は、まちづくりに関する知識、技術等を必要に応じ市民に提供し、まちづくりを支援しなければならない。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第3章 市民と市議会と市の情報共有

(情報の共有)

第11条 市議会及び市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市

民との情報共有に努めなければならない。

- 2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。
- 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な伝達手段の活用その他総合的な情報提供を行うための体制整備に努めなければならない。

(情報の公開)

第12条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 協働と参画

(協働の推進)

第14条 市民、市議会及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。

- 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

(参画の保障)

第15条 市は、市民の参画する機会が保障されるよう多様な参画制度を整備し、その意見が市政に反映されるよう努めなければならない。

(参画への配慮)

第16条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画しやすいよう配慮しなければならない。

第5章 公正と信頼の確保

(対話の場の設置)

第17条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

(意見等への対応)

第18条 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。

- 2 市は、市民から公共の福祉を実現するための苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

3 市は、前2項に規定する市民の意見、要望、苦情等の内容について、必要に応じて公表するものとする。

(市民意見の公募手続)

第19条 市は、薩摩川内市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合は、公募により、市民の意見を求め、その意見に対する市の考え方を明らかにしなければならない。

(審議会等への参加)

第20条 市は、審議会等の委員を選任するときは、次に掲げる場合を除き、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。

- (1) 特に専門的な審議を行う場合
- (2) 特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合
- (3) 行政処分に関する審議を行う場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか正当な理由がある場合

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

第6章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

第21条 市民は、自主的に地域が抱える課題について共に考え、対応し、地域への誇りを深め、生きがいの創出や活力ある地域の創造に努めるものとする。

(地区コミュニティ協議会)

第22条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

(地区コミュニティ協議会への支援)

第23条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

2 市は、前項の支援を行う場合は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(地区振興計画)

第24条 地区コミュニティ協議会は、自らが取り組む活動方針や、内容等を定めた地区振興計画の策定に努めるものとする。

2 市は、前項の地区振興計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

(自治会活動への理解等)

第25条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

(自治会活動への支援)

第26条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

第7章 市政経営

(総合計画の策定等)

第27条 市は、総合的な市政経営の指針として長期的な展望に立った計画（以下「総合計画」という。）を、この条例の趣旨に則して、策定しなければならない。

2 総合計画は、薩摩川内市の目指すべき将来像としての基本構想及びこれに基づく基本計画で構成するものとし、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとする。

3 市は、総合計画を策定する際は、地区振興計画を尊重するものとする。ただし、広域的な観点等から調整を必要とする場合は、この限りでない。

4 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

5 市は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画との整合を図らなければならない。

6 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するため、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

(総合計画の実施状況)

第28条 市は、総合計画の下に策定した行政分野ごとの各種計画、指針等に基づき実施した事務事業等について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価をし、その状況を公表しなければならない。

(説明責任)

第29条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

(行政手続)

第30条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、市

政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(市民投票)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための市民投票を実施することができる。

(1) 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決された場合

(2) 市議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決された場合

(3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決された場合

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。

(法令の遵守)

第32条 市は、法令を遵守し、かつ、公正に運営しなければならない。

(法令の解釈と運用)

第33条 市長は、市民のニーズに対応し、薩摩川内市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、条例、規則等の整備に努めなければならない。

(組織)

第34条 市は、別に条例で定めるところにより社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するよう、業務改善に努めなければならない。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第35条 薩摩川内市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 薩摩川内市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

第8章 審議会の設置

第36条 この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市

自治総合審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

第9章 条例の見直し

第37条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月12日から施行する。

（・・・以下の附則については略。）

○薩摩川内市情報公開条例

平成16年10月12日

条例第12号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第20条）
- 第3章 情報公開施策の総合的推進（第21条—第28条）
- 第4章 補則（第29条—第31条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、薩摩川内市自治基本条例（平成20年薩摩川内市条例第41号）第12条の規定に基づき、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、あわせて情報公開施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を保障し、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、もって市民参画による公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（公営企業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び薩摩川内市土地開発公社をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員（薩摩川内市土地開発公社（以下「公社」という。）にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧に供されるもの

イ 本市の図書館、資料館その他の実施機関の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるよう
にこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関
は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮を
しなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによ
って得た情報を、条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機
関の保有する公文書の開示を請求することができる。

- 2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならな
い。
- 3 実施機関は、前項に規定する公文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請
求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。
- 4 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、規則で定めると
ころにより、その旨を薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査
会」という。）に報告しなければならない。

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、
実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」とい
う。）を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所
の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
 - (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求を
したもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その
補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対
し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各
号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている
場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他 の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条に規定する公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）
- エ 当該個人が実施機関に置かれた附属機関及びこれに準ずる機関又は実施機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認め

られる場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人、地方公共団体及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、個人の生命、身体、健康、生活、財産、名誉等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (5) 実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公共的団体等(以下「国等」という。)との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、当該国等の承諾なく公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわると認められるもの
- (6) 実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、許認可、試験又は徴税に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項の地方公営企業をいう。)に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知（開示請求に係る公文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの条例の条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、第1項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第1項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関の長が開示請求に係る公文書について前条第2項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
- 2 開示請求者は、前項第2号の期限内に開示決定等がされない場合には、実施機関の長が同項の残りの公文書について第11条第2項の決定をしたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に本市、公社及び開示請求者以外の者（以下の条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合

であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき公文書の開示を受けるものは、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他必要な事項を書面により申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から15日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から15日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令等との調整)

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条

第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第17条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社（旧有限会社を含む。）、合名会社、合资会社若しくは合同会社が開示請求をする場合又はこれらの法人に勤務する者がこれらの法人の業務の執行のために開示請求をすることが明らかであると認められる場合においては、手数料として開示請求書1件につき1,000円を前納しなければならない。

3 公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用（前項に規定する手数料を納付した者が公文書の写しの交付を受ける場合にあっては、交付に要する費用が納付した手数料の額を超えないときは無料とし、交付に要する費用が納付した手数料の額を超えるときは交付に要する費用から手数料を減じた額とする。）を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について、反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(公社に対する審査請求)

第18条の2 公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(諮問をした旨の通知)

第19条 第18条第1項及び前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮

問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決を行う場合(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第3章 情報公開施策の総合的推進

(情報公開施策の総合的推進)

第21条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、前章に定める公文書の開示を行うほか、情報の提供、公表及び収集に関する施策の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第22条 実施機関は、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の拡充に努めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第23条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができますよう、公文書の検索に必要な資料等を作成し、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 開示請求をしようとする者は、実施機関が公文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をするものとする。

(情報の積極的公表)

第24条 実施機関は、法令又は条例等に義務付けられた情報公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、市民に必要な市政に関する情報の積極的な公表に努めるものとする。

2 実施機関は、同一の公文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

(会議の公開)

第25条 実施機関に置かれた附属機関及びこれに準ずる機関は、薩摩川内市自治基本条例第20条第2項の規定に基づき、その会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を開示するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(出資法人等の情報公開)

第26条 市が出資その他財政支出等を行う法人（公社を除く。）であつて規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第27条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が保有する情報のうち、同法第244条第1項に規定する市の公の施設の管理に係る情報であつて、実施機関が保有していないものについて、閲覧又は写しの交付の申出があったときは、当該指定管理者に対して、当該情報の提供を求めるものとする。

(情報収集活動の充実)

第28条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

第4章 補則

(公文書の管理)

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適切な管理を行うものとする。

(運用状況の公表)

第30条 市長は、毎年1回、各実施機関のこの条例による公文書の開示の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、合併前の川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村若しくは鹿島村又は解散前の川内地区消防組合、川薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合若しくは上甑島バス企業団から承継された公文書については、開示のための整理が終わったものとして実施機関が指定した公文書について適用する。

(任意的公開)

4 実施機関は、前2項に規定する公文書以外の公文書について、開示の請求があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

5 第17条の規定は、前項の開示の請求について準用する。

(経過措置)

6 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内市情報公開条例（平成12年川内市条例第31号）、樋脇町情報公開条例（平成14年樋脇町条例第6号）、入来町情報公開条例（平成13年入来町条例第1号）、東郷町情報公開条例（平成14年東郷町条例第2号）、祁答院町情報公開条例（平成14年祁答院町条例第19号）又は鹿島村情報公開条例（平成14年鹿島村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(・・・以下の附則については略。)

○薩摩川内市会議の公開に関する要綱

平成 24 年 3 月 28 日

告示第 172 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市情報公開条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定に基づき、会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第 2 条 この告示の対象とする会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開)

第 3 条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、公開するものとする。

(1) 法令等の規定により会議が非公開とされているとき。

(2) 条例第 7 条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うとき。

(3) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき。

(公開又は非公開の決定)

第 4 条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が、当該審議会等の会議に諮って行うものとする。

2 審議会等の長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、当該審議会等の会議に諮って会議を非公開とすることができまするものとする。

3 審議会等の長は、会議の審議等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、審議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、当該審議会等の会議に諮って非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

4 審議会等の長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(会議開催の事前公表)

第 5 条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催をあらかじ

め公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する公表は、当該会議の開催日の1週間前までに、審議会等の会議開催通知（様式第1号）により、情報公開コーナー及び市ホームページにおいて行うものとする。

（公開の方法等）

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場（以下「会場」という。）に一定の傍聴席を設けるよう努めるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等の長が当該審議会等に諮り、特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。

4 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、会議の傍聴受付簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。

5 審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

（傍聴することができない者）

第7条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができないものとする。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話その他の情報通信機器の電源を切ること。
- (7) 撮影又は録音等をしないこと。ただし、特に審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議資料の閲覧)

第9条 審議会等は、公開する会議においては、傍聴者が会議資料（不開示情報が記録されている場合を除く。）を閲覧できるようにするものとする。

(会議録の作成)

第10条 審議会等は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成するものとする。

(会議結果の公開)

第11条 審議会等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに当該会議の会議結果を、審議会等の会議結果報告（様式第3号）により、情報公開コーナー及び市ホームページにおいて公表するものとする。

2 審議会等は、公開した会議については、会議終了後速やかに当該会議の会議資料及び会議録又はその概要を、情報公開コーナー及び市ホームページにおいて公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定その他の手続等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、審議会等において別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(・・・以下の様式については略。)



第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画 の策定方針について【報告】

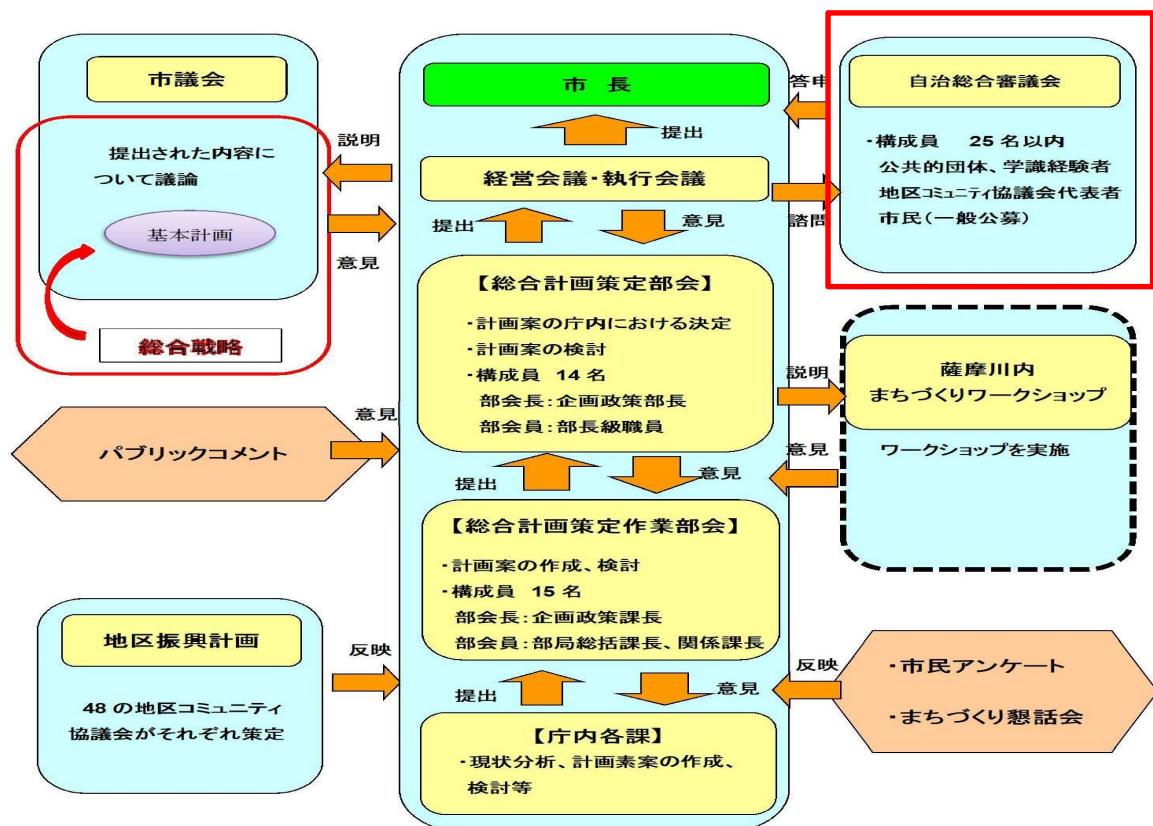


第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画の策定に向けて

- 1 基本構想(10年)については基本的に現構想を踏襲することとし、基本計画(5年)について見直しを行う。
- 2 総合戦略を総合計画に統合することで、本市の人口減少と地域経済縮小の克服に向けた取組を重視していく。



第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画の策定体制



自治総合審議会の今後のスケジュール

年	月	概要	その他
2019	4	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状の交付、会長・副会長の互選 ● 第2次総合計画、総合戦略及び人口ビジョンの概要 ● 第2次総合計画後期基本計画の策定方針 ● 薩摩川内まちづくりワークショップの結果報告 	
	7	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2次総合計画前期基本計画の総括 ● 総合戦略の総括 ● 今後のスケジュール 	
	8	<p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2次総合計画後期基本計画（素案）について ● 今後のスケジュール 	
	10 11 12	<p>【第4回～】（回数は必要に応じて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2次総合計画後期基本計画（案）の諮問 ● 第2次総合計画後期基本計画（案）の審議・答申 	○ パブリックコメント
2020	1		
	2		
	3		○ 計画策定・公表

薩摩川内まちづくりワークショップの結果について【報告】

【開催概要】

市民の声（特に20代～50代の子育て世代・働き盛り世代の声）を聴取するため、開催したもの。全25名の参加者で、薩摩川内市全域から参加いただいた。

	第1回	第2回
日 時	平成31年2月23日（土） 13：00～15：50	平成31年3月9日（土） 13：00～15：40
参 加 者 数	23名	21名
男 女	男性：15名、女性：8名	男性：12名、女性：9名
テ マ	薩摩川内市の魅力と発展してほしいところは何でしょうか。	薩摩川内市は、今後どんなことに取り組んでいくと良いと思いますか。

□ ワークショップにおける主な意見 ～薩摩川内市の魅力～（その1－1）

キーワード

観光資源が豊富

- 温泉がたくさんある。高城、樋脇、入来、東郷
- 海・川・森のアクティビティが全てできる。
- 甑島・里町の地形は、函館と一緒に、トンボロ地形であり、眺めが最高
- 藤川天神の梅や五色親水公園近くのそうめん流しは、水もきれいで人が素敵
- 自然が豊か。甑島、川内川、蘭牟田池など。
- 歴史的なものがたくさんある。太平寺、武家屋敷、新田神社、戦国村など。
- 総合運動公園はすごく立派なので、観光・市民のもっと集う場所として、良さそう。など。



人 が い い

- 地元愛が強い。
- 子ども達の礼儀が良い。素直。
- 人付き合い。一度仲良くなる（関わり合いができる）と、ずっと良くしてくれる人が多い。
- 高齢者が集まるサロンやアクティビティが多いので、交流ができる。
- 市役所、地域など、顔の見える関係。
- 人が温かい。外から来た人でも、すぐに受け入れてくれる。



□ ワークショップにおける主な意見
～薩摩川内市魅力～（その1－2）

キーワード

魅力的な
ものが多

- 団子と言えば「ちんこ団子」。他県にはない。
- きんかんを生で食べると美味しい。
- 酒蔵も何ヶ所もあり、焼酎がとっても美味しい。
- お米が美味しい。
- 米粉を使ったお菓子はアレルギーに対応！
- 意外にフルーツが美味しい、ぶどう、みかん、いちごも！
- 甑島の魚が豊富で美味しい。
- 魚が美味しい。川内川のアユ
- 農産物がたくさんあり、物産館などで気軽に買える。
- など。



暮らしやすい

- 新幹線が停まる駅があるため、多方面へ行きやすい。
- 土地の価格が安く、家を建てやすい。
- アクセスの良さ。鹿児島市内や空港等、どこに行くにも1時間ぐらい。
- 子どもの医療費が18歳まで無料。
- 4年女子大学がある。鹿児島県内では純大だけ。
- FMさつませんだい。地域密着の情報を発信。
- など。



□ ワークショップにおける主な意見
～薩摩川内市で発展してほしいところ～（その2－1）

キーワード

不便なまち

- 若者が集まる場所がない。遊ぶところがない。
- 親子（乳児）の憩いの場
- 高齢者が使いやすい交通（乗り物）の整備
- これから甑島の橋ができるのに、船のはしる回数が多くないのが残念です。
- 街という街がない。シャッターばかり。
- 街で使える無料駐車場
- wi-fiスポットがもっと増えればいいのに。
- 通信網の整備（田舎は余計に）
- 映画館を復活させる。
- 子育てしやすい町。市街地以外は、歩道がないところが多く、歩道の整備を！ など。



働く場の確保

- 人口増に向けた大企業等の誘致
- 若者、リターン者の働き口。
- ITターン、Uターンをしたくなるような企業づくりをしてほしい。
- 若者が市外に出ることが多い。市内で働く場所、環境を増やす。
- 島内の人口減少が進んでいるので、商工業、観光業などで働き手が島内に住めるような環境
- 内需拡大。地域企業をもっと使ってほしい。
- など。



□ ワークショップにおける主な意見
～薩摩川内市で発展してほしいところ～ (その2－2)

キーワード

医療・福祉
の更なる充実

- 医療が必要な方々でも安心して自宅で生活できる支援（高齢者）。
- 福祉従事者を確保する対策
- 障害のある人の余暇活動支援
- 子どもの育成環境。無料の習い事、一流を見せる場
- 0～2歳児の保育料無償化
- 学校託児。子ども食堂
- 子育てに安心。教育に関する支援
- 甑島の病院の医者がいないのが大変です。
など。



まちづくりは
地域づくりから

- 多種多様な分野を結ぶコーディネーターのコミュニティ（団体）を作る。
- 廃校利用。コミュニティの場。
- 一人一人を支えられる地域づくり（ハード面だけでなくソフト面も。困り事や悩み事の解消）
- 地域が連携してできるまちづくりをしてほしい。
- スマートコミュニティではなく、「中山間地域」と「市街地」の問題点が違いすぎる。分けて考えた方が良い。
など。



□ ワークショップにおける主な意見
～薩摩川内市は、今後どんなことに取り組んでいくと良いか。～
(その3－1)

キーワード

健康福祉増進と
子育て支援に
取り組む

- 地元のコミュニティ施設を使わせてもらい、子育てフリースペース日（時間）を設ける。
- 障害のある人達の集まる場、学ぶ場をつくる。
- 高齢者の生活支援（調理、掃除、洗濯など）を公的サービス以外でも協力できる人材育成や人材の確保
- 家庭環境に関わらず、全ての子どもが同じように遊べる場づくり
- 地区単位で高齢者同士の関わりが増えるような場所（環境）づくり
など。



産業の振興に
取り組む

- ポリテクカレッジ、純心女子大学、若者が主体的に竹だけでつくる複合施設
- アウトレットなど県内にない企業を誘致し、ショッピングに限らず、食のブランド化、若者の働き口にも繋がれば良い。
- 環境などに配慮している企業の誘致（市内で働き生活する従業員が増え、また、若い人達が市外に出ずに働くことができる。）
など。



□ ワークショップにおける主な意見

～薩摩川内市は、今後どんなことに取り組んでいくと良いか。～

(その3－2)

キーワード

遊ぶ場のある
まちづくりに
取り組む

- 観光MAPを作つて若い女子が楽しく巡つて
スイーツイベントをしたい。
- スパ、リラクゼーション、岩盤浴、食事、カラ
オケなどを楽しむ所
- ボウリング場、人の集まる場所
- お洒落なマルシェを開いて若者を集めたい！
- 集まる場所、キッチンカーがあると良い（コー
ヒー、休憩）。

など。



更に魅力的な
地域づくりに
取り組む

- 集いの場づくり（廃校、空き家など）。
- （廃校の）愛校作業の日をSNS等、HPで
もっと情報発信する。
- 地域をつなぐコーディネーターをつくる。
- 地域のために自分たちで何ができるか考える
ための対話の場づくり
- 地域を好きになる、知るために、アンケートを
取る（現状をきちんと可視化する。）。

など。

